

**問** 国が公表した幼児教育の無償化の具体的な内容および実施された場合の影響は。

**答** 0～2歳児の保育は、住民税非課税世帯が無償化され、3～5歳の認可保育所、幼稚園、認定こども園は、所得を問わず無償化される。有識者会議を設置して、夏までに認可外保育施設の無償化の対象など結論を出す。無償化の実施で、入所申込者の増加が想定されるが、受け入れ先を増やさなければ、待機児童が増えるだけで終わる危険性がある。受け入れ先の拡大を今後検討しなければならない。

**問** 待機児童が出る要因は1つではないと思うが、大きな要因は何だと考えているのか。

**答** 要因の1つは、保育士不足であり、公立私立を問わず、保育士不足が続いている。

**問** 待機児童の解消に向けて、保育士の確保は大きな課題と考えるが、行政組織はスリム化しなくてはならない。正規と非常勤の保育士が連携して、質の高い保育を行う必要があるが、保育士の任用状況並びに確保のための取り組みは。

**答** 正規の保育士は120人、うち87人が5つのこども園に

配属している。こども園でのフルタイム勤務の非常勤保育士は80人いる。近年、保育士を重点的に確保すべく採用しており、過去5年間で任期つき職員を除く正規の保育士48人を採用し、4月から7人採用している。非常勤の保育士も、来年度から報酬を引き上げ、確保に努めたい。

**問** 保育士の確保には処遇改善の必要がある。来年度からの報酬額引き上げの具体的な額や考え方は。

**答** 非常勤職員は3年ごとに報酬を改定している。今回の改正案では、報酬の引き上げと、複数担任を担う場合に担任の単価を適用すること、月額21万4,900円となる。今回は、一時金の支給は見送ったが、その分を月額に上乘せする。29年4月の水準と比較すると、年収ベースでの報酬額は現行で県内9番目だが、改定後は3番目になる。32年度から、会計年度任用職員としての任用を見込んでおり、昇給や期末手当の支給も可能となる。給料月額はまだ未定だが、年収ベースではさらなる改善に努めたい。

**問** 待機児童の解消には今後も公立・私立の連携が不可欠と考える。現状の私立保育園との連携は。

**答** 昨年度、広報で保育士募集の特集記事を掲載した。公立・私立保育園の情報を提供しており、市全体を意識して保育士確保に取り組んでいる。30年度予算では、保育支援者を配置する私立の園に費用の一部を助成する事業を予定している。今後も引き続き公立・私立連携して、待機児童の解消に努めていく。

**問** 10年近く待機児童が出ているが、国が実施する幼児教育無償化の際の対応は。

**答** 無償化の具体的な内容が示されたら、どう進めるべきか検討したい。

**問** 今後の国の動向等を見据え、行政としての取り組みは。

**答** 今後の国の動向等を見据え、行政としての取り組みは、今後、受け入れ拡大を図る場合、幼稚園施設の活用等も踏まえて、教育委員会とも協議のうえ進めたい。

**問** 今後の国の動向等を見据え、行政としての取り組みは。

**答** 今後より一層、公立・私立連携をして取り組みたい。今後、受け入れ拡大を図る場合、幼稚園施設の活用等も踏まえて、教育委員会とも協議のうえ進めたい。

**問** 今後の国の動向等を見据え、行政としての取り組みは。

**答** 今後より一層、公立・私立連携をして取り組みたい。今後、受け入れ拡大を図る場合、幼稚園施設の活用等も踏まえて、教育委員会とも協議のうえ進めたい。

**問** 今後の国の動向等を見据え、行政としての取り組みは。

**答** 今後より一層、公立・私立連携をして取り組みたい。今後、受け入れ拡大を図る場合、幼稚園施設の活用等も踏まえて、教育委員会とも協議のうえ進めたい。

## 国民健康保険の単位化

**問** 当市の方針等を決定した

経緯および結果は。

**答** 前回の一般質問後、県が仮係数の算定結果を示し、1月26日に本係数の算定結果が示された。算定されたのは、県全体の財布に納める国保事業納付金である。算定結果に向け、現在の保険税を段階的に値上げしてすり合わせる案を、2月21日の運営協議会で諮り、保険税率及び額が承認され、今議会に議案として提出した。

**問** 仮係数と本係数の試算の結果、どう判断したのか。平成36年度の保険税率と金額にすり合わせるまではさまざまパターンが考えられるが、どのような検討をしたのか。

**答** 31年度から値上げすると、最初の値上げ幅が29年度比で大きい為、30年度から見直しを行い実施する。県試算は、過去3年間の平均人数を県民全体で負担する考えで、応益割を厚く、応能割を薄くして、現年分保険税で納付金を賄う。本市試算は、被保険者数推移を詳細に予測し、可能な限り被保険者の税負担を軽減するよう、応能割に重点を置き、税額全体で約500万円多く見込める仮係数を用いて算定

した。こうして編成した国民健康保険特別会計予算案を今議会に上程した。

**問** 値上げは被保険者の負担になり、市が何もせずに受け入れたなら問題である。どのように考え、行動したのか。

**答** 県単位化での値上げは容易に承認できず、県内12市で構成する国保都市協議会等で医療費の計算の見直しを県に申し入れたが、採用されなかった。可能な限り市民の負担を軽減するよう、少しでも負担の軽い算定方法を選び、負担を願うように努めた。

**問** 前回一般質問で、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰り入れの制度説明を財政面から聞いたが、健康保険に重複して支払っているイメージがまだ拭えない。

**答** 厚生労働省が規定するルール分は繰り入れるべきとされている。健康づくり等に係る保健事業分はルール外との指摘があり、30年度予算案から除いた。ルール分以外の赤字補填の繰り入れは、国保加入者でない住民の税金が含まれる為、非加入者が国保を支えることになるが、本市では、赤字補填のための一般会計が